

様式第3号（第14条関係）別紙

平成26年度第2回幼児教育振興審議会会議録（詳細）

1. 日時 平成26年8月25日（月） 午前10時～12時10分
2. 場所 市川市教育委員会 会議室
3. 議題 (1) 公立幼稚園の利用者負担額の設定にかかる建議について
4. 出席者 計10名

会長 高尾公矢委員、副会長 鈴木みゆき委員
委員 稲葉健二委員、緑谷一樹委員、増田実菜委員、小谷陽子委員、
猪瀬ひろ委員、齊藤真由美委員、中川洋子委員、矢島勝委員

○高尾会長

おはようございます。

定刻となりましたので、ただ今より平成26年度第2回市川市幼児教育振興審議会を開催させていただきます。

本日の会議は、審議会委員13名のうち、吉田委員、牛木委員、青葉委員から欠席の連絡がございます。3名欠席ではございますが、市川市幼児教育振興審議会条例第6条第3項の規定により、成立いたします。

それでは、次第に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○教育政策課長

では、資料について確認させていただきます。

本日は、事前にお送りしております「公立幼稚園の利用者負担額の設定について（建議）【案】」、1点でございます。

○会長

ありがとうございました。

本日の議題は、「公立幼稚園の利用者負担額の設定に係る建議について」でございます。

では、審議に先立ち、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第7条の規定に基づき、本日の議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。

事務局にお尋ねしますが、本日の議題に、同指針第6条に規定する非公開事由は、ございますか。

○教育政策課長

本日の議題につきましては、法令等で非公開とはされておらず、また、個人情報などの非公開情報も含まれておりませんことから、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第6条に規定する非公開事由はございません。

○会長

それでは、本日の議題については、非公開事由はないとのことですので、会議を公開することとしてよろいしいかお諮りいたします。

いかがでしょうか。

○各委員

異議なし

○会長

ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議題に係る会議を公開することと決しました。傍聴者の入場を認めます。

(傍聴者なし)

それでは、審議を開始します。

次第の1です。

本日は、公立幼稚園の利用者負担額の設定に係る建議について、建議（案）をもとに審議し、決定したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事前にお送りしております「建議（案）」をご覧ください。

記載内容につきましては、7月22日の第1回審議会において、委員の皆様からいただいたご意見等を元にまとめたものとなっています。ただ、負担が増加する保護者に対する激変緩和措置については、意見が分かれておりましたので、本日ご審議いただきますが、建議（案）では、激変緩和措置を検討すべきとの方向で記載しています。

では、建議（案）について事務局から説明してください。

○教育政策課長

～資料に基づき説明～

○会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、この建議（案）につきまして、審議をすすめていきたいと思います。

負担が増加する保護者に対する激変緩和措置については、のちほど審議して、意見をまとめていきたいと思います。

まずは2ページの「1. 審議経緯」についてのご意見をお願いします。よろしくお願ひします。

稻葉委員、どうですか。

○稻葉委員

審議経緯については問題なくて、2,000円値上げして少しでも公私格差をなくすと言っていたのが、国の方針性があって、一気にこういう形になったというわけなんですが、こ

ちらとしては、国の方針性にならって進めていくべきだという建議で、審議経緯は問題ないです。

○会長

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。緑谷委員、いかがでしょうか。

○緑谷委員

はい、過去の審議等で求められている形になっているかと思いますので、問題ないかと思います。

○会長

順番に、増田委員、どうですか。

○増田委員

特にこのままで問題ないと思います。

○会長

小谷委員、どうですか。

○小谷委員

前回、審議会で答申の出ている内容ですし、国の動向でこういう方向になったわけで、意義はありません。

○会長

順番に、猪瀬委員、いかがですか。

○猪瀬委員

私の方も、特に問題ございません。丁寧に何回も話し合われた結果ですので、大丈夫だと思います。

○会長

齊藤委員。

○齊藤委員

はい、特に問題ありません。

○会長

中川委員。

○中川委員

意義はございません。

○会長

矢島委員。

○矢島委員

はい。大丈夫です。

○会長

それでは、審議経緯については文書のとおりだということで、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、それでは次に、3 ページ「2. 建議の理由」の「(1) 公立幼稚園の利用者負担額（保育料）について」、ご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、順番にいかかでしょうか。

○稻葉委員

利用者負担額の最終的な数字はまだ確定は出来ないと思いますけれども、前回提示されたような形で基本ラインが出れば、それに準じて、問題はないと感じています。

○会長

順番に、緑谷委員。

○緑谷委員

はい、こちらに書いてある内容で問題は感じません。

○会長

増田委員、お願いします。

○増田委員

特に意義はございません。

○会長

小谷委員。

○小谷委員

はい、金額の審議については意義はありません。

○会長

猪瀬委員。

○猪瀬委員

私も、意義はありません。

○会長

では、齊藤委員。

○齊藤委員

私も意義はありません。

○会長

矢島委員、お願ひいたします。

○矢島委員

(1) ですね。意義はありません。

○会長

よろしいですか。それでは文書のとおりということで、進めさせていただきたいと思います。

それでは、(2) 激変緩和措置につきまして、ご意見を伺っていきたいと思います。

前回は保護者のご意見が少なかったよう思いますので、委員の皆さん方でいろいろご議論いただきまして、審議会のまとめをしたいと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。

それではお願ひいたします。

稻葉委員、どうぞ。

○稻葉委員

では、事務局に質問の部分もあるんですが、国の経過措置の一定要件は、市が金額と内容を決めていいのかをまず確認させてください。2点目、緩和したことによる費用負担が出てきた時に、その費用負担はどこのお金でまかなうのか、つまり、国が補助をするのか、県が補助をするのか、市単独でこの激変緩和の不足分を補うのか、というのを教えていただきたい。

それと、当然これは公立幼稚園についての建議の形を考えていますが、保育料を低額に設定している私立幼稚園が新制度に移行した場合についても、ここでこの場で議論していくのかどうかを聞かせてください。

○会長

じゃ、今、3点あったと思うんですけども、事務局の方でお願いいたします。

○教育政策課長

教育政策課長でございます。

一定の要件を課した上で、最終的にどこが判断するかというご質問だったかと思います。公立幼稚園については市町村ということになっておりますので、市川市でございます。

2点目といたしましては、その基準と実際の負担の差が生じた時には、負担は誰がするのかということでございますが、公立幼稚園につきましては、考え方といたしましては、必要経費のうち一定額を負担していただく、その負担額が少ないですから、かかる経費は変わらないですから、公費での負担となります。

3点目でございますが、現在国が示している私立幼稚園への経過措置の案でございますけれども、こちらについては、今のところまだ案ということで示されておりますけれども、国の示した基準より低額で、たとえば国の基準は16,000円のところ、12,000円で運営ができていた園について、その差額の4,000円につきましては、実際に運営ができていたのだろうから、その分について公費で負担はしないというものです。

○稻葉委員

運営の費用のことではなくて、保護者の負担について、公立が激変緩和をするということは、たとえば今まで10,000円だった人が20,000円という保育料が設定されたときに、その負担をどう軽減させるかという議論が発生するわけでしょ。運営ではなく、保護者負担を激変緩和させる議論をしているわけでしょ。

○教育政策課長

例えば経費が一人当たり月50,000円かかるといったします。これがいわゆる公定価格になるかと思います。そのうち一定金額を利用者負担ということで保護者の方に負担していただいくと。それがたとえば今は10,000円をとすると、残り40,000円を公費で負担していくわけです。それがたとえば新制度での保育料が20,000円となった場合、10,000円上がるわけですが、その差額の10,000円について経過措置をしていくということになろうかと思います。ご質問に答えられているかわかりませんけれども、本来かかる経費の負担割合の問題でございまして、20,000円となるところを激変緩和措置で保護者負担を15,000円とした場合、教育にかかる費用は50,000円で変わらないので、残りの35,000円は公費で負担するという形になります。

○稻葉委員

激変緩和は、運営費に関してなんですか。保護者に対して考えているのではなのですか。

○教育政策課長

いや、保護者です。

○稲葉委員

教育政策課長は、負担割合の議論にしてしまっているが、単純に、10,000円の保護者負担が所得に応じて20,000円になった時に、差額のうち5,000円を市が見てあげよう、という議論でいいのではないか。

○会長

議論としてはそういうことです。

○稲葉委員

総額で考えるとすごくわかりにくいので、単純に、10,000円増える人がいた場合に、市が5,000円補助してあげるのか、満額補助してあげるのか考えるのが、応分負担割合とか激変緩和とかに必要な考えではないですか。

また、公はそれでわかったけれど、私立が同様に新制度での保護者負担が増えてしまう場合、その補填は考えないのかという議論をしたわけです。運営経費というのはまた考え方方が違うのではないかですか。

○会長

はい、それでは事務局。

○教育政策課長

おっしゃっている意味はわかりました。そこで、私立の差額の補填は誰がするかということについてですが、公立についてはその差額は公が見ると。そして、私立については、今国から示されている案でございますと、先ほども触れましたが、その幼稚園は低額で運営が出来ていたわけなので、国としては、その差額の補填はしないという案を示しています。それがあるので、わかりにくかったかもしれません、全体像からご説明いたしました。

○稲葉委員

意味はわかりました。経営形態の理論としてはそのとおりかもしれない。しかし、公立の場合、今まで10,000円という負担で他は公費で補っていたのが、その負担割合はどうだったのかという議論をしないと、私立の、今までその金額で運営を出来ていたという議論とそろわないですよ。公立が、赤字を含めて今までやっていたということになれば、補填する理由がなくなっちゃうんですよ。

○会長

そこを議論すると非常に難しくなってしまう。保護者に対して激変緩和を設けるかどうか議論しないと。

○稲葉委員

なぜ、私立への激変緩和を議論しないのかがおかしい。

○会長

稲葉委員さんがおっしゃるのはよくわかりますけれども、私立に対しては、あくまでも現在の国が示した案なんですよ。国が示した基準と、差が出てくるのは当然なんですよ。その差が出た時にも、補填はしないという考え方なんですよ。

○稲葉委員

私立も、高かったところもあれば低かったところもありますよね。

公立の話でいきましょう。皆さんも一緒に整理してほしいのですが、公立は 50,000 円かかっていました、それを 10,000 円で預かっていましたというときに、新しい保育料が 20,000 円と設定されてその差額の 10,000 円については、満額市が負担してあげますよ、今までの金額で預かれるよということを考える激変緩和なのか。

○教育政策課長

こちらの審議会で、激変緩和が必要かということを議論していただいた上で、激変緩和を設けるという方向性になったら、いろいろな方法があるかと思います。

○稲葉委員

では、整理します。激変緩和は必要だというのが個人的な意見。しかし、内容によって賛成できるものと賛成できないものができてしまうということなんです。満額何でもかんでも見てあげようというのであれば反対だし、ある程度応援してあげようというのであれば、激変緩和は必要だと思う。そういうものが見えないと、賛成も反対もしづらいですよ。

○会長

前回の審議会では、ある程度の激変緩和は必要だろうというのが審議会の意見だったと思います。今は 10,000 円の負担からの激変緩和を、どのように考えていますか、ということ。

○稲葉委員

それによって賛成も反対もあるとなってしまう。

○教育政策課長

席上で事務局側できちんとした案を示すのは、まだ調整が取れていませんので出来ませんけれども、個人的な考えでは、いろいろな考え方があろうかと思います。

ひとつには、前回頂戴した答申の中では 12,000 円というライン、お子さんにつかむ経費から計算をした 12,000 円という金額があろうかと思います。

あるいは、現在の4歳児については、事前に保育料の変動等についての周知をしていないという状況もございます。周知のタイミング、どういった方を対象にするのかというのも大きな一つのポイントになろうかと思います。

○会長

額としては府内でも議論が十分になされていないと思うんですけども。

稻葉委員、もし激変緩和策をとるとした場合に、どの程度であればいいと思いますか。

○稻葉委員

まずは、基準を10,000円で考えるのか12,000円で考えるのかでも違いますよね。答申をした12,000円を基準に、最低でも12,000円スタートで考えるのか、現在の10,000円を基準と考えるのかで、2,000円違っていますよね。

また、補助について、差額の満額を補助してあげようという考え方と、所得に応じた階層ごとに、その差額に対する金額を補助するという考え方。高額所得者は激変緩和を設けないとないのであれば大賛成なんですけれども。ただ、一律と考えてしまうと、また違うかと。

○会長

行政としては、高額所得者には激変緩和を設けないとすることができますか。例えば福祉分野での子ども手当等でもそうだったと思うんですけど、なかなか難しい部分があるんですよね。所得で判断するというのは。

○稻葉委員

しかし、私立幼稚園の就園奨励費も、所得の階層に応じた補助額となっていますよ。基本的にはそなならなければ不自然だろうと。

公立は今まで所得制限等がなく一律の保育料だったわけで、新制度では、所得に応じた金額でスタートをさせて考えていけば、自動的に所得に応じた激変緩和になるわけですね。

○会長

意見をどんどんいただきたいと思うが、緑谷委員、どうですか。

○緑谷委員

何点か伺いたいのですが、今年も広報に幼稚園の募集関連の記事を載せると思いますが、その締め切りはいつ頃なのでしょうか。

○教育政策課長

現在のところ、10月上旬の広報への掲載を考えておりますので、そこから逆算すると、9月上旬には教育委員会としても方向性をある程度決めておく必要があるかと考えてい

ます。

○緑谷委員

今の話を聞いていて思ったのは、保護者の側から考えて、ベースが10,000円か12,000円かというところで、基準が12,000円としたときに、保護者に説明できるのか、保護者が理解できるのかと。特に現在の在園児さん、来年度の年長さんですね。なぜ2,000円上がるのか説明できるのかと。また、来年の年長が対象の措置だと思うのですが、例えば転入してきた年長はどうなのか。また、年長の弟妹がいらした場合はどういうふうに対応されるのか。そういう点は質問として出てくるのではないかと思います。

また、今こちらで話した内容をということですけれども、時間的に間に合うのでしょうか。9月上旬というと、2週間ちょっとしかないわけですが、そのプランは、こちらの意見を聞いてから作るということなのでしょうか。

○教育政策課長

先ほど稲葉委員にもお答えさせていただきましたけれども、現在、きちんと事務局案としてご提示できるものはございません。

対象の方ですとか期間ですとか、所得階層に応じた決め方ですとか、一律で緩和するのかなど、ある程度審議会としてお示しいただければと思います。

○緑谷委員

個人的な考えをそれぞれ述べると。

○会長

言っていただかないとまとめられないので、お願いします。

○緑谷委員

個人的には、激変緩和措置は必要だと思っています。対象は、現在在園している平成27年度の年長がいいかと。転入者についても、同学年なので、同じく対象とするのがいいのではないかと思います。また、ベースとなる額については、12,000円ではなく、10,000円をベースに考えたほうがいいのではないかと思います。激変緩和措置での費用の負担につきましては、差額の全額ではなく、50パーセント程度の補助というのが望ましいのではないかと思っています。

○会長

所得制限については、どうしましょう。

○緑谷委員

所得制限については、できるのであればその方が公平なのかなとは思います。保護者はいろいろ悩んで入園を決めるので、保護者にとって混乱のない形がいいと思います。

○会長

ポイントは、50パーセント程度ということですかね。

○緑谷委員

そうです。

○会長

では順番に、増田委員。

○増田委員

保護者の立場から少し意見をさせていただければと思います。私立幼稚園に通園していましたので、満額保育料を支払って、所得に応じて就園奨励費が戻ってくることに違和感がない形で受け入れられていたので、個人的には、激変緩和措置はとても大事なことだとは思うんですが、時間的なことは推し量れないのですが、可能であれば、所得に応じた補助が望ましいと思います。前回の審議会でも、保育料が上がることによって、今の10,000円でもギリギリのご家庭が、在宅園児になってしまわないことが心配という意見があったかと思います。今も一万円の支払いが精一杯のご家庭があったときに、一律で20パーセント、50パーセント、70パーセント等の補助ではなく、必要な方には全額補助でもいいのではないかと思います。今回は子どもに関係のないところで進んでいる話なので、経済的な事情で通えなくなってしまうお子さんをきちんと見てあげるのが公の役割だと思います。逆に、私立の20,000円、30,000円でも支払えますが、近くに公立があって安かったから公立に通わせている家庭もあると思いますが、いずれにしても1年限りのことでの、今後は公立も私立も同じような金額になっていくのであれば、所得に応じて、上がったとしても支払える家庭であれば、いたしかたないかと思います。財源にも限りがあると思いますので、その分、保育料が上がることによって通えなくなってしまうような家庭があるのであれば、そちらに手厚くしてほしいなと思います。

○会長

順番に。小谷委員。

○小谷委員

保育料が所得に応じてという国の制度は仕方ないと思いますが、27年度から消費税も上がる可能性もある状況の中、急に保育料が上がるということに対する説明がどうかなと思います。9月に決めるというのは無理があるかなと思っています。在宅児の話も出ましたが、それ以外にも、滞納者が増えてしまうのではないかということもあります。公立と私立の格差がなくなるのはとてもいいことだとは思うのですけれども、公立の保育料が上がった時に、サービス面で、例えば3年保育ができるのかとか、預かり保育はとか、そういう保護者のニーズが出てくるのではないかと思います。

○会長

所得の制限については。

○小谷委員

所得に応じてというのが国の動向であれば仕方ないと思いますが、現在の公立に通う家庭が、5階層のどのあたりに多いのか把握していないのですが、低い方が、保育料があがると負担が大きくなつて、在宅児が増えるかなと思っています。

○会長

では、猪瀬委員、どうぞ。

○猪瀬委員

先ほどからお話を伺つていまして、私自身は稻葉委員のご意見と同じで、所得制限の中での保育料の設定が必要かと考えております。しかし、保育園にも保育料の滞納があり、上がったことにより保育料が徴収できなくなるようなことになると、別の問題が出てくるのではないかと思いますが、どの保護者も払いやすいような形での金額設定ができればと感じております。

また、ずっとお聞きしていて、私立と公立で保育料の設定が違うのはなぜ違うのかを感じております。保育園であれば、公私立とも、所得に応じた保育料が設定されており、幼稚園はどうしてそれが進められないのかと思いながら聞いておりました。できれば所得に応じた激変緩和措置をお願いしたいと思います。

○会長

ベースが10,000円か12,000円かという点ではどうですか。

○猪瀬委員

私立との格差を考えれば、2,000円くらいはいたしかたないかと思います。

○会長

では、齊藤委員。

○齊藤委員

保護者の立場で、もし幼稚園に通わせるとすると、入園するときに金額ですとか環境ですとか、いろいろなことを考えて入園します。在園中に大幅な保育料の変更は、大きなトラブルとなり兼ねないので、今在園している保護者の大きな金額の変更というのは、避けられるのであれば避けるべきかなと思います。新たな金額設定は、説明も含めて、新たに入園する来年度の方々からにするのが、混乱はないのではないかなど、市の負担は大きくなってしまうかもしれないが、いいのではないかと考えました。

○会長

所得制限はどうですか。

○齊藤委員

在園児は今まま、新たに入園する方については、きちんと説明をすれば所得に応じた保育料でいいと思います。

○会長

では、中川委員。

○中川委員

保護者の方にきちんと説明し、納得してもらうのには、とても時間が必要なのではないかと思いました。ですので、ベースは 10,000 円ということにしていければいいのかなと思います。

所得に応じた保育料については、保育園がそのなので、しかたないと思います。

また、公立と私立が同じ金額になった時、公立は 3 年保育ではないので、私立の方に子どもが行ってしまうのではないかという懸念はあると思います。

○会長

矢島委員。

○矢島委員

所得に応じた保育料についてはいたしかたないかと思います。

しかし、在園児については、募集要項を見て入園しているわけで、在園中に上がるということになれば、それなりの説明が必要になるかと思います。

また、額だけの議論になっていますが、額に応じたサービスというのもあるのではないかと思うんですね。公立幼稚園は全園一律 10,000 円で、同じような保育をするように市は定めていますが、私立は、園ごとの良さがあり、それぞれの独自性をいかしていることがサービスなのかなと思うんですね。公私立の保育料を同額にしたときに、サービスの面ではどうかという話が、今後出てくるのではないかと思います。

○会長

では、鈴木委員。

○鈴井委員

在園児については、現行の 10,000 円ベースでいいのではないかと思っています。大学も、入学時の授業料を 4 年間継続するので、そこは変更したくないなと思います。公立を何園か回らせていただいているが、お子さんがたくさんいらっしゃったり、そこ

が限度額だろうと思われるご家庭層もけっこうあるので、そこはやはり 10,000 円でキープしたいと思います。次年度以降は、そういう方に手厚くしてほしいと思います。

また、公定価格の中で保育料が決められていくのであれば、公私立の教育の質や研修が同じ質でないと、ここは幼教審なのであえて教育の内容の話をしたいと思っているのですが、教育の質や研修についても、そこをそろえないと意味がないのではないか。例えば公開保育をしあうとか、研修を公立幼稚園なみに増やすとか、内容のレベルアップをしていかないと、アピールできないのではないかと思います。

ということで、10,000 円ベースの応能負担にするということでいかがでしょうか。

○会長

委員の皆さんからご意見をいただきまして、まとめていかなければいけませんので、今まで出ました案を整理していきます。

新保育料の時期は、平成 27 年 4 月から。

額については、以前の答申で、27 年 4 月から 12,000 円にするとしている中、はたしてベースが 10,000 円でいいのかという問題。審議会での従来の議論を踏まえて、12,000 円をベースにするのが妥当ではないかと考えます。

どれくらい激変緩和をするのかという点については、50 パーセント程度というのが妥当な線かなと思います。

所得制限を入れていくというのが、委員の皆さん的一致したところかと思いますが。

まとめると 4 点ですね。時期は平成 27 年 4 月から。ベースについては、10,000 円か 12,000 円か、さらに議論が必要。上がった場合の激変緩和はについては 50 パーセント程度かなという点。さらに所得制限を入れてはどうかということ。この 4 点に絞って、もう一度意見をお願いしたいと思います。

○稻葉委員

事務局に。前回、保育料の数字を仮に出してもらったと思いますが、7,000 円とか、10,000 円より下がる人もいましたよね。激変緩和の考え方として、下がる人は下がらせてあげて、上がる人に激変緩和を設けるのか、それとも一律いくらで考えるのか。ここはどうなんですか。

○教育政策課長

そこも審議会で議論していただきたいと思いますが、参考までに、国が示している私立幼稚園に対する経過措置の考え方でいきますと、新制度に移行した時に、下がる人に対しては下がった金額を、上がった人に対しては、その上がった分にたいしての経過措置を設けるというふうに理解しております。そういった流れから考えますと、今回の公立幼稚園の経過措置につきましても、新制度に移行した結果、10,000 円を下回る方については新制度の保育料を適応して、激変緩和措置ですので、上がった方への措置を考えるのが自然かと思います。

○稲葉委員

下がる人もいるという現実があった上で、上がる人に対する激変緩和措置を議論しようという土台を説明しないと。皆が金額をわかっているわけではないので。下がる人は下がらせてあげよう、あげる人のベースは10,000円なのか12,000円なのか。そこで私たちは、27年4月から12,000円にしようと答申しているのですから、今更10,000円でいいよという議論をするのか。本当なら、何年か前から議論をして余裕を持って27年4月から値上げする予定が、国の制度変更があって、それを発表する時期を逸しているという形ですよね。だから、個人的には、審議会としてはベースは12,000円とすべきだと思っています。12,000円より下がる人は下がった金額でかまわない、上がった人は、その差額の何パーセントを見てあげようとか、具体的に議論をしていかないと。上がる人はかわいそうだからとか、漠然としたものでは判断しづらいところがあると思うんですね。

また、1年間の緩和措置の議論なのか。それとも、これから入園する人も、告知が間に合わないからというと2年間という議論になってしまいし、行政の方向性はどちらか。

○教育政策課長

周知の時期につきましては、園を決める時期にきちんと提示ができていればというのが大前提です。今在園中のお子さんにはお示ししていない。

○稲葉委員

27年4月からの1年間の激変緩和措置でいいのかということ。今いる子は仕方ないでしょう、今までどおりの金額で。

○会長

今入園している子は、今までの額のままでよろしいでしょ。

○教育政策課長

新制度は27年4月からなので、事前周知とか考慮しなければ、在園児も27年4月から保育料は変わるわけですよね。ですけれども、審議会の中で、それは違うよと、事前周知がなかったのだからとするか。来年度の新入園児については周知できるので、入園当初から新制度の金額とするのも一つだとおもいます。今は、新制度の金額への緩和措置として差額の50パーセントをという審議になっていると思いますけれども、その50パーセントをいつまで続けるかという話が2番目の話になるかと思います。27年度に入った子に対して、卒園までやるのか、1年だけとするのか。もし2年間でやった場合、では次の年に入ってくる子はどうするのか。1年間だけやるのか、それとも初めから対象外とするのか。そういう整理をしていただければと思います。

○稲葉委員

そういうチャートなどで示してもらうと皆さんわかりやすいと思うんです。漠然と

審議会にふられると、なんとなくの部分でしかわからない。

個人の意見としては、会長の示した項目では、ベースは 12,000 円で、平成 27 年から 1 年のみ。卒園まで見てあげるとか考えると広くなりすぎると思うんです。激変緩和はあくまでも一時的人を対象としているものであって、何年もではないと思うんです。ですから、27 年 4 月入園の子は 1 年間、新制度の告知期間として見てあげる。所得制限は当然設けるべきであって、差額に対しては満額見てあげることは必要ではなく、5 割とか応分の負担で十分であると整理しました。

○教育総務部長

教育政策課長がなかなか答えにくい質問をいただいていたので。事務局サイドについては、何通りかのシミュレーションは持たせていただいている。しかし、それをペーパーで出してしまった、事務局サイドの意見を審議会で誘導しかねないので、非常に答えにくいということをご理解いただければと思います。経過措置のスパンとしては、まったく考慮しない 0 年から 2 年まであります。この中からどう選択するのか。また、保護者に対していつ周知していくのか。来年入る方は、保育料がいくらになるのか非常に重要。また、公立幼稚園の休園等で稻荷木幼稚園や二俣幼稚園の保護者の方と話していて感じたのが、私立の 3 年保育をあきらめて待っていた方が、急に入園金が発生したらどう対応できるのかということ。そういう様々な話をはじめから出してしまった、誘導しかねないので、質問に対してお答えするという形になっていることをお許しいただきたいと思います。

○会長

今の説明でわかりましたけれども、そうすると、年数ですよね。激変緩和をするのだから 0 年ということではなく、1 年か 2 年となるわけですけれども、どうですか。緑谷委員。

○緑谷委員

私は来年度の年長児 1 年間限りでいいと思います。

○会長

期間を区切るということについてはどうですか。1 年ないし 2 年ということについて。

○矢島委員

今の言葉の中で、来年度の年長児に限りとありましたが、今の在園児のみということですか。

○緑谷委員

今の年少が年長になった時に限りという意味です。

○矢島委員

話し合いの中で、違ったのかなと思ったのは、来年入園する子は 12,000 円ベースで、在園児については 10,000 円で仕方ないという話が出ていたと理解していたんですけども。

○会長

そこはそう。それでいい。

○稲葉委員

本当は、27 年 4 月から 12,000 円と答申したわけだから、在園児も新入園児も 12,000 円がベースになる。

○矢島委員

というのが今までの整理だったわけですよね。その中で、在園児は 10,000 円で入園しているからそのままでいいのではと議論してきたんですよね。

○会長

その整理が必要。来年度の人は 12,000 円、在園児は 10,000 円をベースに考えましょうということでおろしいですか。それで、1 年の緩和策ということでどうですか。あるいは 2 年？

○増田委員

今在園しているお子さんは 10,000 円がベースというのがいいと思います。答申で 12,000 円としているというのは確かにそうなんですが、保護者は入園した時のベースで考えますので、卒園まで 1 年というときに 2,000 円値上げというのは受け入れられない保護者がいらっしゃると思います。

27 年度の入園児については、周知を徹底していくて、12,000 円をベースに新制度に入っていくということで、どれだけ緩和していくかという議論になるのではないかと思います。

○会長

27 年に入る子は 12,000 円をベースに考えるということでよろしいですか。在園児については、10,000 円をベースに考えるということでよろしいですかね。

○稲葉委員

審議会で 100 パーセント合意でなくても、両論併記でもいいと思います。10,000 円の方が多ければそれでもいい。27 年 4 月から 12,000 円と答申しているから、我々は 12,000 円をベースに議論しなければならないと個人的に思っているだけで、皆さんのが 10,000 円でというのであれば、それでかまわないです。

○会長

答申の考え方としてはそうだということ。では、緩和策を1年で考えるか2年で考えるかということ。

○小谷委員

緩和措置は2年がいいと思います。やはり保護者は、入園した時に、保育料は2年間同額のつもりで入ってきますので、その時に1年で変わるということをきちんと周知しないと混乱が起きると心配しています。

○猪瀬委員

私も同じ意見で、保護者に周知されずにここだけで決めて、こうですというのはどうかと思いますので、できるだけ時間をかけて、上がることをきちんと説明し、期間を設けた方がいいのではないかと思っています。

○会長

2年ということでよろしいですか。意見をいただきたい。

○緑谷委員

今回ある程度決まった方向性については、27年4月に入園する保護者に周知する時間は十分あるのでしょうか。

○教育政策課長

公立幼稚園の募集については、10月上旬に広報とホームページ等で周知する予定で、これは例年と変わりません。それが十分な周知と言えれば、十分にあるということになります。しかし、大きく変わるという点からすると、この期間で十分かというと疑問はあります。

○緑谷委員

周知期間が十分だとすれば、来年度の新入園児からは必要ないのかなという気がいたします。

また、「激変緩和措置」という言葉は決まりなのですか。

○会長

激変というのは、要するに倍くらいになる人がいるから、ということ。

○緑谷委員

もう少し何かうまい言葉はないかと。

○会長

委員の皆さんに質問しますが、例えば来年の4月から12,000円ですよと言われたときに、混乱しませんかね。

○猪瀬委員

混乱すると思う。保育園の保護者で、たとえばペットボトルを何かに変えてほしいと言っただけで混乱がありますので、2,000円というのは、本当にきちんと説明をしていかないと大変ではないかと思います。

○会長

ちょっとその辺が心配ですね。

○緑谷委員

自分の園がということでお答えしますと、ものすごくもめます。まして倍ですから。もし自分の立場でしたら、やはり半年以上かけて、ホームページにして、何度も説明会をして、さらに個別対応をして、となると思います。もちろん教育内容も大切ですが、保育料はとても大切なことで、期間は短いですが、十分に周知をして、入園を楽しみにしている保護者へ対応してほしいと思います。

○稻葉委員

12,000円ベースというが、27年度は12,000円で募集をかけていくということなのでしょうか。新しい制度の保育料で募集をかけていくのではないですか。7,000円の人もいれば、20,000円の人もいるという。12,000円が一人歩きをするのではなく、基準値が12,000円という問題ですよね。12,000円を基準にしますではなく、来年度からこういう制度になりますよ、という告知の期間が必要なんですよ。

○教育総務部長

保育料の改定を議会に出せるのが、2月議会になります。通常は、こういうサービスをするから保育料はいくらです、と募集をかけるべきところ、それが出来ない状態になっています。国からの回答では、国が示している金額を例に、この金額の範囲中で市町村が決めていくので、国が示す金額を使うことはいいよとなっています。ただ、実際に保護者が申し込むときに、自分たちがいくらになるのか、その実額がわからない。現在の所得ではなく、1年前の夫婦の所得を見ないといけない。という問題も抱えているところです。募集時も、いくらになるかわからないという募集はできないので、国の数字を使ってこういう形に変わります、と周知をしなければならないということになります。

○稻葉委員

27年度については、新制度ではこういう保育料です、という形での募集は無理ということですか。

○教育政策課長

それについては、国が自治体向けに方針を示していますので、お時間をいただいて読み上げさせていただきます。

事項としては、「園児募集時の利用者負担額の取扱い」について。

質問としては「園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。」これは、自治体関係者からの質問です。

国の回答。「利用者負担額（保育料等）の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるのですが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示ししたところであり、これを踏まえて、今年度の保育料等の水準を基本としつつ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、最終的な金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただくこととなります。」

仕組みといたしましては、今回国の方としてお示ししている金額というものは、上限額なんです。これ以下で、各市町村で決めなさいという金額でございます。さらにこの上限額につきましては、国の27年度の予算編成をもって決めるということでございますので、どうしても12月とか年明けになってしまいます。そういうものでございますので、先ほど部長が申し上げたましたが、その数字をもって私どもは金額を決めますので、2月議会になるということでございます。ただ、先ほどご質問いただいたとおり、入園を決めていただく保護者には、一定の金額の目安はお示ししなければならない。そういうた、非常に難しいタイミングとなっております。

○稲葉委員

27年度は新制度ではなく、今までの料金でやっていくという議論もできてしまうのですか。新制度へ移行するという方向でいいのですか。

○教育政策課長

その部分については、国の方で、公立の施設が新制度へ移行しないという選択肢はあるのかという問い合わせに対して、基本的にそういうものは想定をしていないと。新制度において、各市町村は、幼児教育の機会とか保育の機会を提供する責任があるわけだから、そういう責任がある市町村が、自分のところは新制度にのらないという選択肢はないという回答をされています。ただ、時期的なもの、例えば27年度でなければいけないとか、28年度でもいいとかいうことは、言及されていないという状況です。

○稲葉委員

27年度は答申どおり12,000円で、翌年から新制度という議論が可能なのか。国としては金額が決まらなくても新制度への移行について周知していいと言っているから移行するのか、審議会としても決めなければいけないわけじゃないですか。

国の意向に沿って新制度へ移行するのであれば、7,000円になる人もいる、最高額の

2万いくらになる人もいるから、大幅に増加する人には補填してあげましょう、その部分を考えましょうだとシンプルになる。12,000円はあくまでも基準値であって、12,000円という保育料が発生するわけではないじゃないですか。

○教育政策課長

今までのご審議の中での12,000円の取り扱いについては、私共が今後激変緩和措置を設ける中で、ラインが10,000円なのか12,000円なのかという議論だと理解させていただいていたのですが、それでよろしいですか。

○会長

新制度に移行するのは間違いないんです。それは國の方針だから。その中で、地方行政の裁量としては、激変緩和措置を設けるか設けないかになると。

○稻葉委員

告知期間が1年とかないんです。基本的に来年の4月からいくのであれば、あと半年しかないが、1年待ったから國の制度以外に変わるわけではない。今から保護者への周知として、金額が決まっていない中での募集とするしかないでしょう。

○会長

金額は、国が示した金額を出すしかないんでしょ。そして、激変緩和措置はしますよ、しか言えないでしょ。やることは決まっているのだから、それを1年にするか2年にするかだけの問題。

○稻葉委員

在園児があと1年いるときに激変緩和をしてあげようというつもりで議論していると私は思っていたんです。新入園児については、新制度をわかって入ってくるわけだから、激変緩和の趣旨が違いますよね。在園児のあと1年に対して負担を軽減してあげるというふうに整理しないと、1年とか2年とか意味が違ってくる。

○増田委員

27年度から新制度が始まるということは動かしようがないという中で、制度が始まるこれを知らない状態で入園している年長児で、急激に上がる人への緩和措置をという議論だったと思いますが、27年4月から全国一斉に新制度がスタートする中で、市川市の公立だけが緩和措置をしましょうというのは難しいところだと思うんですけども。

保護者としては上がらないほうが助かる方が多いといいますが、考え始めたらきりがないと思うんです。切り替えるのはビシッとやらないと、そういうところが難しいと思うので、変えやすいのは新制度が始まる27年4月からだと思うんです。年少の子が卒園するまでとかやってしまうと、説明期間はあるんですけども、切り替えの時期が難しくなってしまうという印象を持ちました。

○会長

ということは1年?

○増田委員

1年でいいのではと。

○矢島委員

来年4月から入る子と今いる子がごっちゃになっている気がするが、来年入園する子には所得に応じた保育料になるということを前面に出すということでいいんですかね。金額はわからないけれども、公立も私立も応能負担でやるという募集の仕方になると。

年長については、激変緩和措置をしてあげようという議論だと理解したんですが、だとすれば、10,000円で入ってきた子については、激変緩和措置については私は全額だと思います。10,000円で契約して入ってきたようなものですから。

○教育総務部長

いただいた情報では、応能負担の保育料への動きは1園か2園と聞いたが、私立さんの動きはどうでしょう。

○縁谷委員

経営的に非常に難しい問題なので、新制度にいくかどうか、ギリギリまで考える方が多いと聞いています。

○教育総務部長

価格が決まらないから、私立さんも動きが取れないんだと思います。

○鈴木委員

事務局に伺いたいんですが、27年4月から応能負担となった時に、準備は間に合いますか。今まで一律の保育料だったものを、急に応能負担にするということは。保育課になるのかもしれませんけれど。

○保育課長

システムの改修をしないと難しい。私立も公立もあるので、進めてはいっていますけれども、決まっていない部分も多いので、やらなければいけないことは決まっていますが、進み具合はよくないです。

○鈴木委員

伺いたかったのは、27年4月から、保育園のように、きちんと階層が出せるのかということ。

○稻葉委員

前年度の所得だから、持っていることはいる。入園の際に、提示はできるんですよ。

○会長

それは、やるとすればいけますよね。

○保育課長

データとしてはできます。4月に決めて、また9月に変わるので。

業者の方は、まだ示されていない部分があるので、そこをいじっている状況ではあります。

○稻葉委員

だから、所得に応じた表だけできてしまえば、それに当てはめて、いくらというのが決まってしまいますわけです。

○会長

少し戻ってしまうが、確認したいのですけれども、27年4月の入園児については、国の額を示して募集するわけでしょ。在園児については、応能負担にしてしまうと、1万円から急激に上がってしまう人がいるから激変緩和措置をするというのはよくわかりますよ。そうすると、27年4月から入ってくる人に対して激変緩和をする意味というのはどこにあるんですか。行政の方にお聞きしたいんですが。

○教育総務部長

3年保育と2年保育の違いだけになろうかと思います。3年保育をやめて1年待って、保育料は10,000円だと思っているので。そこだけになろうかと思います。

○会長

そうすると、新しく入園てくる子にも、激変緩和をすべきだということになる。

○稻葉委員

私はそうは思わない。

○緑谷委員

保護者にとっては、私は公立がよくて待っていたのに、勝手に変えたのはあなたたちでしょということになるでしょう。

○稻葉委員

でもそれは、公立が特定の値段でやっていたということがある。それを最後の最後ま

で市がフォローして、税金から補填してあげるという制度では意味が違う。ただ、在園する子には卒園までそのままという議論と、新しく入園する子には公立の値段でやりなさい、というのはそれはちょっと。保護者の言い分ですよ。

○増田委員

2年保育のために1年待って入園するので、その子たちへのフォローをという話だと思いますが、おそらく、入園したら卒園までということになると思います。待って、2年保育でいくらと考えて入園するのだからと、やるなら1年だけではすますに2年ということになると思いますが、財源の問題もあり、すべての保護者に答えていくのは難しいと思うので、どこかのタイミングで切り替えていくようにしなければならない。市川の公立はすべての地区にあるわけではなく、すべての市民が同じ条件で受けられるわけではなく、そこに住んでいたから通わせられるという。保護者からの意見を聞くと、近くに公立があってラッキーだね、私は3万近く払っているけど10,000円でいいね、という話がされるくらい、額にしたらそもそも不平等な部分がありましたので、新制度でどういう形でフォローしていくかという話の中、所得割（応能負担）になるということがとても明確でいい制度だと個人的に思っています。新制度では、所得の低い人はきちんとフォローされるわけですよね。10,000円より高くなる方たちが10,000円あるいは12,000円だと思っていたのに、という方たちへのフォローをどうするかという話だと思うが、高くなつて困る人へはきちんとフォローされる制度だと思うので、そういう意味では、在園児に限つたほうが、ほかの幼稚園、保育園に通う親から見たら理解しやすい。通わせている方や2年保育を待つていた保護者の方の立場を考えると難しいとは思いますが、待つていた方に対しても、新制度が決して高くなるわけではなく、所得に応じた手立てをとる制度と理解しているんですが、そうであれば、在園児に限つて目を向けていくのがいいのではないかと個人的に思いました。

○齊藤委員

増田さんの意見に賛成というか、考え方としては、企業もそうだと思うんですけれども、いったん契約を結んだからには、募集要項で入つたわけなので、途中で変わるとなると反感が出てきます。しかしこれ以前に関しては、その都度社会情勢が変わりますので、こうだと思っていたのに言ってもきりがない話だと思います。そう考えると、来年度入る方に関しては新しい制度で募集して、在園児については最初に提示した募集要項どおりの金額でというのが、こうだと思ったのにという方はいるかもしれませんけれども、妥当だと思います。

激変緩和措置については、私は0年というイメージで思っていました。というのは、在園児に対しては10,000円のまま、来年度入る方は所得に応じた保育料になるので、激変緩和措置というのは必要ないかと。ですので、私としては0年のイメージだったんですね。

○稻葉委員

未来への激変緩和はいらないということですね。

○齊藤委員

それはする必要ないかと。

で、よくわからなくなってしまったのですが、在園児に限った1年間の激変緩和を考えた時、先ほどの話で、新制度への移行は27年4月から、12,000円ベースで、ということは、在園児は2,000円の負担をしなければいけないのということになるのでしょうか。

○稻葉委員

少し整理すると、新しい制度になった時には12,000円というのではないです。所得に応じた保育料になるから。ただ、激変緩和をするときに、7,000円になる人はマイナスだから関係ないけれども、15,000円の保育料と決定された人に対して、10,000円からの差額の5,000円に対してなのが12,000円からの差額かによっては、緩和するときの負担する割合が変わってしまうわけです。基準値の問題になるわけです。その基準値より下がった方に対しては激変緩和は関係ない。その方がありがたい話であって、上がった人に対して、急激に上がったからどこまでフォローしようかというのが激変緩和なんです。在園児に関してでも、未来に対してでも、どちらでもかまわない。それが議論だから。将来的に絶対にやれと審議会が言うこともできるけれど、それが必要かどうかですよ。

○会長

それでは、ちょっとまとめてみます。平成27年4月から新制度に移行するということです。その際に、新入園児に激変緩和をするということです。その際には12,000円をベースとして考えて激変緩和をすると。その時、だいたい50パーセント程度で、所得に応じた緩和措置にすると。そういうことで考えていきたいと思います。それを1年ということで。

○稻葉委員

新入園児に激変緩和するんですか。

○会長

するんでしょ。というのは、新入園の人には、10,000円というのがイメージとしてあるんでしょ。

○稻葉委員

それは、先ほど斎藤さんが言ったように、新制度で募集しますとうたうわけで、前の制度で入っている人は・・・。

○会長

いや、そうではなくて、激変緩和というのは、急激で大変だから緩和しましょうということです。実際には倍になる人が出てくるわけですから。

○稲葉委員

新入園児のことですか。

○会長

そう。だから激変を緩和するわけなんですよ。

○齊藤委員

1年間のみ、激変緩和をする意味があるのかと思いまして。たった1年だけ激変緩和をやってしまうと、保護者からは出来るんだから来年もやってよという意見が出てきてしまうのではないかと。それをしないのであれば、最初からしなくてもいいのではなかいかと思ったんです。

○矢島委員

ただ、先ほどの、3歳児からの入園をやめて4歳児まで待ったのに、という保護者への配慮にはなりますよね。

○稲葉委員

それは個別の対応になってしまします。保育園もあるのに、それらを市のみんなの税金でそこまでやるかと。元々の設定自体が安くて、それを待っていたからと議論をされてしまうと、例えばスーパーで以前は安かったのにという議論をされてしまっても、キリがないのではないかですか。例えば年子の子が、2年前はやっていたのにと言われてもキリがないのではないかですか。

○矢島委員

そうは思うんですけど、ただ、先ほど周知期間という問題も入っていたから、その周知期間も考えれば、新入園児は、10月に募集をしたときに、半年しか周知期間がないわけですよね。今年は補助が出るけど来年は出ないということで考えれば、1年半の周知期間となるわけで、そうすれば多少のフォローにはなるのではないかと思うのです。

○鈴木副会長

丁寧にすべきではないかということですよね。

○小谷委員

先ほど緩和の期間を2年と言ったんですが、いろいろお話を伺っていて、それは1年でもいいとは思います。ただ、27年度に入る子の保護者は、まったくこういう状況を知ら

ずにはいるわけだから、私立を選びたくても、入園金を用意できないお母さんもいるわけですよ。そうしたときに、いろいろな選択肢として、1年くらいは緩和する期間として置いておいたほうがいいのではないかと私は思います。それ以降は緩和措置はないときちんと説明をすれば、保護者はそれなりに選ぶのではないかと思っています。

○稻葉委員

新入生も1年間は激変緩和を受けられますよね。

○副会長

そういうことですよね。

○稻葉委員

だから、会長が言った整理だと、新入生が2年間になってしまいますよね。在園生が1年間と、新入生が1年ということでは、議論が変わるということでしょ。1年間だと、在園児が1年間で、新入児も1年間もらえるというのは違うということ。それを整理したほうがいいです。

○矢島委員

だから、年長の所得に応じた保育料が問題になってくると思うんです。公立の場合は、年長と新入園児は切り離して考えるしかないと。年長は10,000円でいらっしゃうしかないと。と私は考えます。

○会長

だから、そういう説明でよろしいですね。

○矢島委員

稻葉先生が言っていた補助金を出すときに、10,000円をベースにするのか12,000円かというときに、皆さんに聞かなければいけないと思うのは、現状は10,000円なんですね。現状が10,000円で、27年4月から12,000円にする予定だったから12,000円を基準に計算しますよという理屈が、新入園のお母さんたちに通るのかどうか。そのところはあるかと思いますね。

○緑谷委員

少し混乱しているように思うので、すこし整理が必要だと思うのですが。対象を、来年度の新年長、つまり今の在園児のみを対象とするのか、来年の新年長と新年少を1年間対象とするのか、来年度の新年少は卒園まで対象とするのか、3パターンになると思います。それをはっきりさせる必要があると思うのですが。

それと、質問ですが、私立の場合、入園の契約の際、在園中に社会情勢の変化等で教材費ですか保育料ですかの費用改定がされることがありますということは、先に文

面に入れて、それを納得していただいてサインしていただいて入園という形をとるわけですが、公立については、そういうった根拠になる文面というのはあるのでしょうか。

○保育課長

そういうたものは盛り込んでおりません。

○教育政策課長

今、確認しましたが、募集要項と、入園児の案内では、費用の変更等には触れていないと。もう一つ、入園許可につきましては、単年度では出していませんので、そういうた部分も考えますと、2年間 10,000 円でという約束をしているというようにも捉えられると思います。

○高尾会長

在園児は 10,000 円でいくしかないと思いますよ。途中で上げたら大変なことになってしまふよ。在園児は、従来どおり 10,000 円でいくということですよ。27 年度の新入園児については、激変緩和措置をするということですよ。制度へ移行するわけだから、期間は 1 年間。その際、10,000 円をベースにするのが妥当ですというのはどうですか。審議会としては 12,000 円と答申は出しているわけなんだけれども、実際、今は 10,000 円なんだから、保護者にとっては 10,000 円と考えるのが当然だと思います。軽減するのは、上がった金額の 50 パーセント程度というのはいかがですか。いずれにしても所得に応じた金額を考えるというのでどうですか。

○稻葉委員

考え方だと思うんですが、僕は、在園児の 10,000 円には反対なんです。どうしてかというと、新制度で下がる人がいるわけだから、10,000 円をしてしまったら、新制度で所得の低い人は 7,000 円とか 8,000 円とかに落ちる人がいるのに、10,000 円払わなければいけない制度になってしまふ。1 年間激変緩和するのであれば、在園児も新入園児も同じ制度で激変緩和してあげないと。下がる人は下がる、上がる人は 10,000 円をベースに激変緩和をすると考えないと。新制度において 10,000 円か 12,000 円をベースにするかは皆さんの多数の意見で構わないですけれども、2 年にする必要があるかどうかについては、それは入園したら 2 年間やってほしいとなるわけなんですけれども、周知期間として 1 年間みてあげれば、2 年目は緩和措置はないですよと入園児にきちんと説明できれば、何もトラブルはないと思いますよ。

○会長

話はわかりますよ。問題は、在園児は 10,000 円でいかないと。途中から上げたりしたら、大学だったら学園紛争起りますよ。

○稻葉委員

だから在園児は、新制度に移行なんだけど、10,000円以上は取らないという激変緩和を取ればいいのではないですか。

○会長

それが在園児に対する激変緩和ということですね。

○稲葉委員

下がった人は下がったほうがいいでしょ。

○会長

それはしかたないんじゃない。

○齊藤委員

下げる人は下げたいということですか。

○稲葉委員

僕はそうなんです。

○齊藤委員

でも会長は、みんな10,000円と。

○稲葉委員

下げる制度にしてあげないと。下がった人は7,000円なら7,000円とすればいいのではないかと思います。

○会長

いや、下げるのはよくないでしょ。10,000円で行きましょうよ。

○稲葉委員

でも、国の新制度では、所得に応じた金額で保育するわけだから、在園児だけ違うルールでいいの？

○会長

それは行政の判断でしょ。

○各委員

新制度で入った子は新制度の方が混乱しないかもしれない。

○矢島委員

議論したこと、いろんな部分が見えてきたと思います。

公立幼稚園の利用者負担の設定については、年長は変わらないよと、そして来年度の募集については所得に応じた保育料でやるよと。こうした大きなパターンで理解できたわけです。新制度で所得に応じた保育料になることにより急激に高くなる人がいるから、そうした人には緩和措置を取りますと。そういう意味合いでよろしいですかね。ただ、50 パーセントの落としどころというのはどうですか。

○会長

それは目安だから言わなくてもいいのでは。激変緩和をしますよということですよ。財政の状況にもよるから、「激変緩和措置を講じていただきたい」ということによろしいのではないですか。

○矢島委員

数字は出さずに？

○会長

出さずに。我々の議論の目安としてそうだったということですね。
では、よろしいですが。行政の方はいいですか。まとめますか。

○教育政策課長

確認をさせていただいてよろしいでしょうか。27 年度と 28 年度の適応で大きく分けて整理をいたします。

27 年度については、新 4 歳児の保育料については新制度適用で、所得に応じた金額になりますが、一定の激変緩和措置を設けます。その際、緩和措置のベースとなるのは、現行の保育料の 10,000 円とすると。建議書には載せませんけれども、目安としてだいたい 50 パーセント程度とすると。所得の高い方については、一切の経過措置をしないのか、傾斜配分的にしていくのかというところを、整理していただければと思います。5 歳児につきましては新制度を適用せず 10,000 円とすると。あるいは稻葉委員がおっしゃったように、新制度を適用するんですが上限を 10,000 円とするという設定の仕方もあるうかと思います。

28 年度からは、すべて新制度へ移行ということでございます。結果としては、28 年から入ったお子さんは、100 パーセント丸々新制度になるということでございます。

事務局としては、所得の高い方への緩和措置に関するところを・・・。

○会長

だから、傾斜配分的なやり方が一番望ましいんじゃないですかね。

○稻葉委員

就園奨励費補助金の、市民税額の上限を超えると 0 円になるところに合わせれば、そ

の額を超えたらもらえないというところに合わせれば、公私ともにバランスが取れるのではないかですか。市民税額 15 万円くらいだった？

○会長

だから、傾斜配分的に行うということでいいんじゃないの？

○稲葉委員

金額の上限、ここを超えたらっていう額を決めてほしい、っていう意味でしょ。それ以下は所得に応じた保育料ですから、どこかに当てはまるわけですよ。

○矢島委員

私はそう捉えなかったんです。所得で払う金額が異なってくるので、例えば新たな制度では 15,000 円になる人が、10,000 円だと思ったのに、という人に対して緩和措置を適応するかどうかと受け取ったんですが。

○稲葉委員

そうですよ。今言っているのは、高額所得者に対して、どこで切るかということ。今だと、所得が 1,000 万でも 3,000 万でも、一緒になってしまふ。その人にまで負担をすべきではないだろうと議論をしたんです。

今、私立に通う人は、就園奨励費補助金が出ているわけですが、市民税額によって、出ない人と、最高何十万の人といふわけですよ。一定金額を上限として、それ以上の方は出ないとしている。

市民税額で・・・。

○保育課長

上限ですか。211,200 円です。

○稲葉委員

市民税を 21 万以上払っている人は、出ませんということ。

○保育課長

第 1 子に関してはそうです。同時就園についてはまた違いますが。

○会長

それはそれで適用すれば。やり方は考えるとして、制限を設けますよということ。よろしいですか。もう一度そこだけ整理してください。それで委員の皆様方の決を採りますので。

○教育政策課長

すみません、会長。来年度の5歳児の保育料については、一律10,000円でいくのか、新制度を適用して、6,000円とか7,000円とか低くなるひとはそうなるのか、そのあたりですが。

○会長

10,000円でいいんじゃない。

○稲葉委員

下がる人からは不満の声が出るんじゃない。

○増田委員

年長にお子さんがいて、下の子が次に入ってくるときに、こっちは上限を10,000円とした新制度とか、こっちは新制度とか、保護者からするとごちゃごちゃわかりづらいので、在園児については入った時に10,000円という約束で入っているということで、卒園まで旧制度に基づいて10,000円にして、新しい制度が27年4月から全国どこでも始まるので、27年度に新しく入ってくる人は、新制度の金額に基づいて、あくまでも緩和措置として市川市はこの枠で取るというように、分けたほうがわかりやすいのではないかと思います。

○会長

在園児は下げないということですね。

○稲葉委員

上の子が高くて、下の子が安いということがありえるわけですよね。それでよければいいですけど・・・。

○会長

在園生は10,000円でいくべきでしょ。ある意味契約で入っているわけですから。ではよろしいですか。ちょっと整理してください。

○教育政策課長

では、整理をさせていただきます。

まず、新制度の適用につきましては、27年度と28年度で区別をいたします。

順番は前後いたしますが、28年4月1日から新制度100パーセント適用ということでございます。

27年度に限っては、4歳児は新制度適用するけれども、一定の緩和措置を設けると。内容といしましては、新制度の金額と現行の10,000円の差額のおよそ半分程度を見していくと。ただ、特に所得の高い、一定ライン以上の方に対しては、緩和措置を設けないと。5歳児、すでに在園しているお子さんについては、新制度を適用せず、現行の10,000

円でいく。

そういういた整理でよろしかったでしょうか。

○会長

今、事務局から整理してもらった内容でよろしいでしょうか。

○緑谷委員

全体の意見についてはどうこうないんですが、27年度の4歳児と5歳児で金額が違うというのは、国の制度から見て大丈夫なのでしょうか。混在するというのは。

○教育政策課長

条例の適応という点から考えますと、市としては新制度へ移行していきます。どういった金額にするかについては、国の方も、あくまでも最終判断については市に任せますと、そういうた責任はすべて市にあります、ということなんです。その中の決定であれば、問題はなかろうかと思います。

○会長

では、激変緩和について、事務局でまとめてもらいました内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○会長

では、賛成多数ということで進めてまいります。建議（案）を修正の上、市長及び教育委員会に建議することと決しました。

それでは、修正につきまして会長にご一任いただくということで、お願いいたします。後日、提出させていただきます。

また、修正後の建議につきましては、後日、委員の皆様にお送りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

時間も迫ってまいりましたが、次に、次第2「その他」に移ります。事務局よりお願いいたします。

○教育政策課長

今後の予定につきまして、若干お知らせさせていただきたいと思います。

本日、建議の内容をまとめていただきました。建議書につきましては、会長にご一任いただきましたので、事務局といたしましては早急に建議書の修正をいたしまして、会長にご了解をいただきたいと思います。

その後でございますけれども、9月に定例教育委員会がございますので、本日いただきました内容等を報告させていただきたいと思います。

その後、先ほども触れさせていただきましたけれども、10月4日の広報で、公立幼稚園の入園募集についてお知らせをしてまいります。このなかで、こういった保育料の関係、新制度の内容、そして前回ご報告させていただきましたが、二俣幼稚園の休園についても、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと思います。

10月最終週、27日頃ですけれども、入園申請の受付。その後、入園選考と移りたいと思います。

繰り返しになりますが、公立幼稚園の保育料につきましては、先ほどもお話したような状況になりますので、国の来年度の予算が決定して、国の限度額が示された上で、市としての金額を最終決定いたしまして、2月市議会に、「市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」の一部改正を上程してまいりたいと思います。

その他につきましては以上でございます。

○会長

それでは、これをもちまして、第2回幼児教育振興審議会を終了いたします。
ありがとうございました。

市川市幼児教育振興審議会会長

署名 高尾公矢